中期目標・中期計画の概要

	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
内 容	・公立大学法人が達成すべき大学運営に関する目標。 ・市長が制定し,法人に指示する。	・市長から指示があった中期目標を達成するための具体的な計画。
期間	6 年間	6年間
作成手続	議会 市民 ④上程・議決 ⑥公表 評価委員会 ①意見提出 ③意見提出 ⑤作成後指示 中期目標作成	市 民 ②意見聴取 ②意見聴取 ③意見提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
記載事項	【地方独立行政法人法第25条】 ・中期目標の期間(法第78条第1項において「6年間」とされている)	【地方独立行政法人法第26条】 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を
	・住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	達成するためとるべき措置
	・業務運営の改善に関する事項	・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
	・財務内容の改善に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項	・予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額
	【地方独立行政法人法第78条】	・重要財産の処分(譲渡・担保)に関する計画
	・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価 並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	・剰余金の使途 ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項